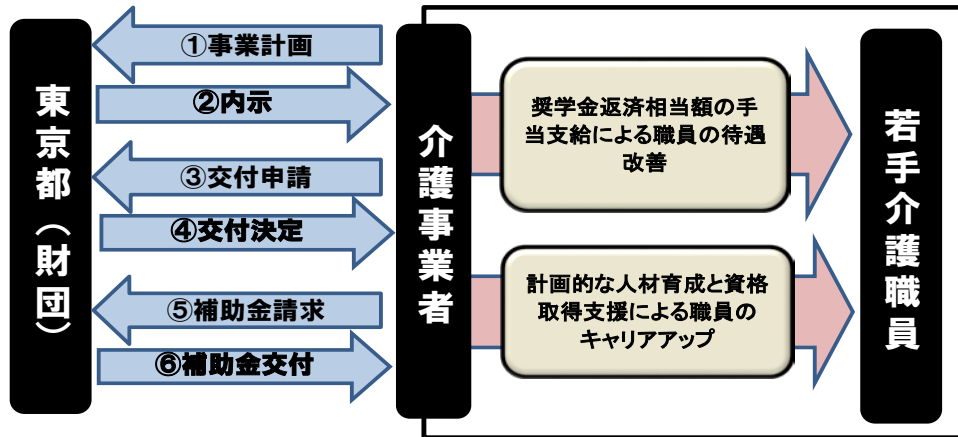


事業概要

【事業概要図】



【対象事業所】

令和2年4月1日現在、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)」を有する都内の介護保険事業所等
 ※資格取得支援制度については、令和2年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、令和2年4月1日から適用する場合は対象となります。

【手当支給対象者】

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。

(1) 次の①～⑤の要件をすべて満たす者。 ① 令和2年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。 ② 令和2年1月2日から令和3年1月1日までに補助対象事業所に常勤の介護職員(有期雇用を除く)として採用されること。 ③ 介護福祉士となる資格を有していないこと。 ④ 奨学金を返済していること。 ⑤ 補助対象事業所に在籍していること。	(2) 次の①～④の要件をすべて満たす者。 ① 平成31年度の本事業の対象者であった者。なお、平成30年度の本事業の対象者であって、長期休業により奨学金返還期限の猶予中であること等のやむを得ない事情によって平成31年度の本事業の対象者とならなかった者を含む。 ② 奨学金を返済していること。 ③ 補助対象事業所に在籍していること。 ④ 常勤の介護職員(有期雇用を除く)として勤務していること。
--	--

【補助額】

事業者が支給した額の全額(1人当たり月5万円・年60万円を上限)

【補助期間】

1人当たり5年間を上限

(介護職員初任者研修を1年以内、実務者研修を3年以内に修了することを条件とする。また、介護福祉士試験を4年及び5年以内に受験することを条件とする。)

【対象となる介護サービス事業の一覧】

サービスの種類	
訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護医療院
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護療養型医療施設

※介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。